

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第113号



光回線サービスの 勧誘トラブルに注意!!

「通信会社の代理店から突然、電話で『毎月の料金がお得になる』と勧誘されて、よく考えないまま申し込んだが、実際には安くならなかった」「契約の申し込みをキャンセルしたいが、連絡先が分からない」という相談が複数寄せられています。このようなトラブルを防ぐためには、**契約事業者の情報や契約内容をよく理解してから申し込むことが大切です。**

このようなトラブルが 発生しています!

■ 契約中の通信会社の代理店から電話があり、サービス内容の変更かと思いい、送られてきた書類に署名し返送したところ、よく知らない会社と新たな契約をしていた。

■ 料金が安くなると言われ、通信会社を乗り換えたが、契約した覚えのないオプションが追加されていて、安くはならなかった。

■ 「光回線からアナログ回線に戻すと安くなる」と言われてアナログ回線に戻してもらったが、手数料を請求された。



トラブルに遭わないために

◆ 安さを強調されて急かされてもすぐに返事をせず、資料を送ってもらい、じっくり検討しましょう。

◆ 事業者名と連絡先を確認し、契約内容をよく理解してから申し込みましょう。

◆ 契約書面が届いた日から8日以内であれば、契約解除することができず。ただし、事務手数料や工事費、利用済のサービス料は払う必要があります。

◆ 今後、固定電話が使えなくなることはありませんし、電話機の交換も回線の工事も必要ありません。

◆ 光回線を利用しなくなった場合、自分で通信会社に直接連絡すればアナログ回線に戻せます。第三者に依頼する必要はありません。

相談事例紹介 所有する住宅を売却後、その家に賃貸で居住予定だが注意点は

今月の相談

不動産会社から「所有する戸建て住宅を売却して、その後はその家に賃貸契約で住み続けませんか」という案内が届き、後日訪問されることになった。相続させる家族もいないので、不動産の処分を兼ねて申し込んでみようかと思うが注意すべき点はあるか。

今回の相談は、「マンションや持ち家のリースバック契約」というものです。終活として固定資産の処分ができ、売却したお金を元手に賃貸料金を支払っていきけるという一石二鳥とも思える仕組みに見えますが、全国的に70歳以上の方からの相談が多く寄せられています。

トラブル事例

- ・ 長時間にわたり業者が帰らないので契約した。
- ・ 執拗な勧誘で怖くなり契約した。
- ・ 認知症の親が相場より安価な売却額で契約させられた。
- ・ 売却代金を元に10年は賃貸で居住できる予定だったが、居住後すぐに家賃が値上げされ、数年後には安い物件に転居せざるを得なくなった。

アドバイス

- ・ 勧誘が長時間や深夜に及んだり、強引だった場合は違法な勧誘なので、きっぱりと断りましょう。
- ・ 自宅を不動産会社に売却した場合、クリーニング・オフはできません。
- ・ 売却後も住み続けたい場合、家賃の増加等を踏まえ支払っていきけるか確認しましょう。
- ・ 国土交通省から「住宅のリースバックに関するガイドブック」が公表されていますので参考にしましょう。

トラブルが生じた場合は一人で悩まず、早めに消費生活センターに相談してください。

問 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場 所
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

事例1 ネット広告で見たサブリを注文した。**1回だけのお試し**のつもりだったのに、2回目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら**法律事務所**から**通知**が来た。どうしたらよいか。

(70歳代)

事例2 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。

その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。

(70歳代)



定期購入「返品」だけでは 解約になりません

ひとこと助言

返品や
受け取り拒否だけでは
解約にならないよ



- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。